

埼玉県私立学校助成審議会管理運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県私立学校助成審議会条例（平成23年埼玉県条例第58号）第9条の規定に基づき、埼玉県私立学校助成審議会（以下「審議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者 5人以内
- (2) 県議会の議員 5人以内
- (3) 私立学校関係者 5人以内

(委員の推薦)

第3条 前条第2号に掲げる者から委員を委嘱する場合には、埼玉県県議会議長から委員候補者の推薦を受けるものとする。

2 前条第3号に規定する者から委員を委嘱する場合には、埼玉県内にある私立学校の種類ごとに私立学校の教育一般の改善振興を図ることを目的とする団体で、私立学校の総数の3分の2以上をもって組織されるものがあるときは、当該団体から委員候補者の推薦を受けるものとする。

(会長の互選方法)

第4条 審議会の会長を互選する方法は、単記無記名投票又は指名推薦とする。

(関係者の出席)

第5条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聞くことができる。

(表決の方法)

第6条 議事における表決は、挙手によるものとする。ただし、審議会の議決により、記名投票又は無記名投票によることができる。

(傍聴の手順・入場方法)

第7条 審議会の傍聴を希望する者は、会議傍聴受付簿に住所、氏名を記入の上、傍聴券の交付を受けて入場するものとする。

(傍聴人の定員)

第8条 傍聴人の定員は、10人とし、先着順とする。ただし、傍聴の申込み開始時点で、申込みをしようとする者が定員を超えている場合には、当該者のうちから抽選により傍聴人を決定する。

(傍聴人の守るべき事項)

第9条 傍聴人は、傍聴席においては、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 大声で話をするなど、騒ぎ立てないこと。
- (3) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音してはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りではない。
- (4) 帽子、コートの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、会長が許可した場合は、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) はち巻、腕章、たすき、ゼッケンの類を着用し、又は張り紙、幕、垂れ幕の類を掲げるなど示威行為をしないこと。
- (7) その他会議を妨害するような行為をしないこと。

(傍聴の禁止、退場)

第10条 会長は、傍聴人に対し、会場の秩序を維持するために必要な指示を行うことができるものとし、傍聴人が前条又は会長の指示に従わないときは、当該傍聴人の退場を命じることができるものとする。

(議事録の記載事項)

第11条 議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 日時及び場所
- (2) 出席者
- (3) 議案
- (4) 議決事項
- (5) 表決結果
- (6) その他会議により必要と認められた事項

(議事録の公開)

第12条 審議会の議事録は、公開するものとする。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、総務部学事課において処理する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。